

## 職員の懲戒処分等について

本日付で、次のとおり懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

### 1 事案の概要

被処分者Aは、平成29年度から令和5年度の一時用（一時用とは、工事の施行その他一時的に使用される水道をいい、主に新築建物の建設時に使用される水道をいう。）水道料金の請求の一部、88件・3,701,414円について、適切な入金管理を行っていなかった。

事案発覚後に改めて請求を行い、41件・2,978,105円の入金を確認している。

また、被処分者B、C、Dについては、その当時の管理監督者であり、上記の事態を把握する機会がありながら、管理監督の任を怠った。

### 2 被処分者及び処分の内容

- A 浄水課（当時料金課）主任主査 50代 男性 「減給10分の1（1月）」
- B 総務課（当時料金課長）事務主任 60代 男性 「戒告」
- C 総務課（当時料金課長補佐）課長補佐 50代 男性 「戒告」
- D 総務課（当時料金課料金係長）課長補佐 50代 男性 「戒告」

### 3 その他の処分

このほか、該当する期間の管理監督者3名に対し、事態を把握する機会がなかったが管理監督の任にあったことから、文書による「厳重注意」の処分を実施した。

### 4 処分年月日

令和7年12月9日

### 5 再発防止策

当時は、担当者のみで入金管理を行っており、適切なチェック機能が働いていなかったことから、事案発覚後は、担当者と管理監督者の双方で入金確認を行うとともに、管理体制の強化を図っています。

また、再発防止に向けて全職員に対し、法令遵守や服務規律について、これまで以上に指導徹底を図っていきます。

お問い合わせ先

春日那珂川水道企業団 総務課総務係

電話番号：092-571-7001 FAX：092-574-4960

E-mail : somu@kasuga-nakagawa-suido.or.jp